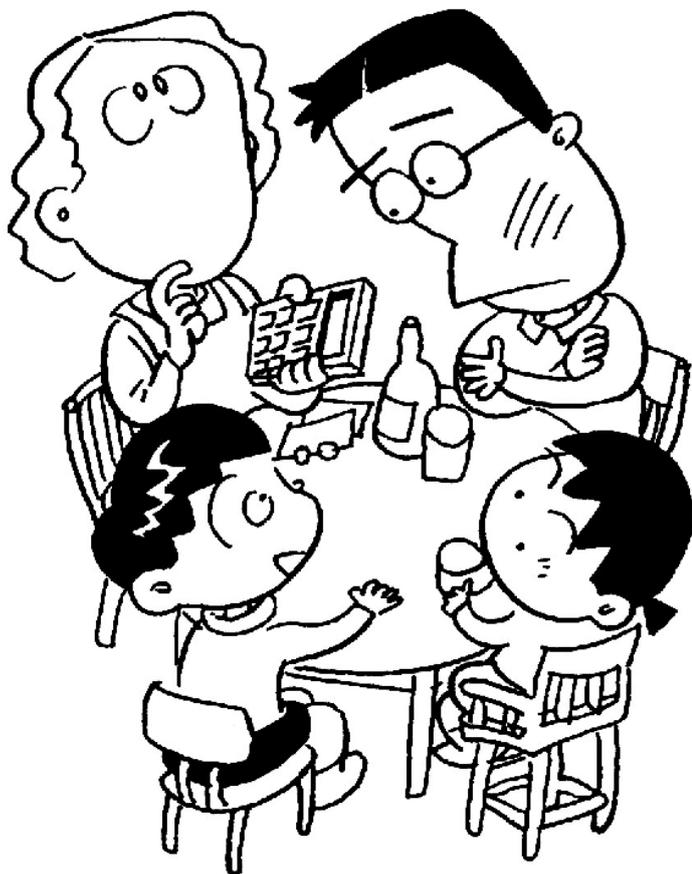


チャレンジ最賃！

1ヶ月7万5千円で生活できる！？

「2017年最低賃金体験運動」

実施マニュアル



○ 【最賃体験の心得】 ○

S 酒の誘いはすべてNO！

A 明日を考えるとにかく節約！

I 愛にお金は必要なし！

C 調子悪けりゃ気合で治せ！

H 欲しいものは見るだけガマン！

I 移動は徒歩かチャリンコで！

N 日曜は出かけず断食を！

2017年1月

いわて労連・いわてパート臨時労組連絡会

1 「サイチン」って？

2 最低賃金の金額は？

3 なぜ「最賃体験」にとりくむの？

1 「サイチン」って？

最低賃金（最賃：サイチン）とは、国が「最低賃金法」にもとづいて「これ以上低い賃金で働かせてはいけません！」という最低限度の賃金額で、正規労働者はもちろん、パートやアルバイト、派遣など、雇用形態に関わらず、すべての労働者に適用されます。

賃金は、雇い主が好きなように決めていいということではなく、働く人の生計費が考慮されなければなりません。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第25条）や、働く人の賃金・労働条件は「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない」（労働基準法第1条）という最低規制があるからです。もし最賃以下で働いていた場合、雇い主に最賃との差額を支払わせることができます。

2 最低賃金の金額は？

最賃には（1）各都道府県で定められている「地方別最低賃金」と（2）印刷業や電気機器製造業など特定の産業について定められる「産業別最低賃金」があります。岩手県の地域別最低賃金は、時間額716円です。この金額ではフルタイムで働いても月収12万円程度にしかならず、私たちが加盟する全労連が試算した最低生計費（全国どこでも月額23万円）を大きく下回ってしまいます。最低生計費を時間額で計算すると約1500円となりますが、私たちは当面、最低賃金を時給1000円以上に引き上げることを訴えています。

3 なぜ「最賃体験」にとりくむの？

「ワーキングプア」「格差社会」などが社会問題として取り上げられています。その背景にはこの間正規労働者が減少し、非正規労働者が増加するという大きな変化がありました。結果、青年では2人に1人が非正規雇用労働者となり、フリーターの半数以上が年収100万円未満と低収入が増加しました。これでは青年が自立して生活できないばかりか、少子化や社会保障の空洞化が進み、社会が成り立たなくなってしまう。

「最賃体験」は、実際に最賃の金額で生活してみることを通して「最賃が低すぎる」実態を明らかにし、引き上げを求める取り組みです。最低水準の引き上げはフリーターやアルバイトだけでなく、働く人すべての賃金引上げ、ひいては社会全体が潤うことにつながります。「最賃額1,000以上になれば経済効果は約2兆6千億円」という試算もされています（労働総研07年2月発表）。

■ 最賃体験の実施要綱

1) 実施期間 2017年2月1日(水)～3月3日(金)

2) スケジュール

- 2月 1日(水) 生活体験開始
- 2月 8日(水) 「中間報告①」提出(体験7日間分の報告) 7日間コース終了
- 2月15日(水) 「中間報告②」提出(体験15日間分の報告) 15日間コース終了
- 3月 2日(木) 生活体験終了・体験報告提出
- 3月下旬 集計結果のまとめ
- 4月 結果報告記者会見・終了集会

3) 家計簿記入と集計作業

- ① 家計簿記入要綱 後述「記入要領」「費目内訳一覧」「Q&A」を参照
- ② 個人ごとの集計
 - 「集計表(その1、その2)」に1ヶ月の家計結果を集計
- ③ いわて労連に報告・提出するもの
 - (1) 集計表「その1」と「その2」に家計結果を集計
 - (2) 1か月分(あるいはコースごとの体験期間分)を記入した家計簿
 - (3) 「中間状況報告書」
- ④ その他
 - (1) コースに応じて、ささやかな参加賞を準備します!
 - (2) 途中で投げ出したりせず、奮起するためにも「生活体験挑戦中」であることを職場の仲間や家族にアピールしましょう。

■ コース別最賃体験賃金表

以下のコースから挑戦するコースを選択します。岩手県最低賃金716円

	7日間コース	15日間コース	31日間コース
①賃金額	28,090円	60,210円	124,440円
②税・社会保険料	4,721円	10,117円	20,909円
③手取り額 (①-②)	23,369円	50,093円	103,531円
家賃 (住居関係費となります)	7,910円	16,950円	35,000円

最賃生活体験期間：2月 1日（水）～3月 3日（金）

○ 7日間コース 2月 1日（水）～2月 7日（火）

○ 15日間コース 2月 1日（水）～2月 15日（水）

○ 31日間コース 2月 1日（水）～3月 3日（金）

■ 家計簿記入の心得

(1) 溜めずに毎日記入することが長続きのコツです。都合で家計簿に記入できない時は、メモしておくようにしましょう。毎日の日記・感想も忘れずに書き留めましょう。

(2) 体験に入る前に買い置きした食料品、雑貨類で、体験期間中に利用したものは、金額換算して支出に含めてください。実家から送られた食料や衣類も同様にしてください。

(3) 「内訳費目」は細かく書くほうが望ましいのですが、それができない場合でも「大費目（雑貨I など）」には必ず記入しましょう。あとで集計しやすくなります。

(4) パソコンがある方は、活用することをおすすめします。

(5) 体験期間中は、なるべく「おごってもらわないこと」が基本ですが、おごってもらった場合は、金額を割り出して記入してください。

(6) 食事の内容は、大雑把でも書き留めておきましょう（ハンバーグ弁当、ラーメン・ライスなど）。標準生計費2世帯以上で挑戦している人は、自分の分だけで結構です。

(7) 「費目内訳」を参照して、計上もれのないようにしましょう。この時期必需品の水道光熱費の灯油も加えてください（自分がストーブを使用した分を基準として算出するなど、工夫してください）。精度の高いデータにするために、面倒でも計上しましょう。

(8) 細かい費目の扱いについては、「記入Q&A」をごらんください。その他ご不明な点は、いわて労連（TEL 019-625-9191）までお問い合わせください。



■ 家計簿記入の



固定費は1ヶ月を前提に記述しましたが、7日間コース、15日間コースの場合は、いずれも日割り計算して、7日間あるいは、15日間に換算した金額を差し引いて計算してください。

Q 1 ローンがある場合はどうするのですか？

A 1 一般ローンについて今回はとりあえず、「ないもの」として支出には記入しません。

ただし、住宅ローンは家賃換算する必要がありますが、今回住宅ローンは全労連「生計費調査」の「家賃額（35,000円）とします。

また、奨学金の返済がある場合も計上します。挑戦する日数によって換算して下さい。

Q 2 家賃はどう設定すればいいですか？

A 2 全労連「生計費調査」「家賃」の金額30,000円を「家賃」とします。

1日当りの金額は「968円」と設定します。

Q 3 「通勤のための交通費」は記入するのですか？

A 3 支出額には加えません。通勤以外の交通費のみ記入してください。

Q 4 すでに買い置きしている食料品や雑貨品を、生活体験期間中に消費した場合はどうするのですか？

A 4 体験期間中に消費した分について金額換算して支出に加えます。金額が不明な場合は概算で記入して結構です。

Q 5 会社から給食が支給される場合はどうするのですか？

A 5 会社規定で決められている場合は一食あたりの金額を記入してください。特に規定がない場合は、一食あたり300円で記入してください。

Q 6 親と同居の単身者の場合、食費の扱いはどうするのですか？

A 6 朝食300円・夕食600円とします。昼食に弁当持参の場合は、給食と同様300円で記入してください。

Q 7 研修や出張の際の金額が分からない場合の食事代はどうするのですか？

A 7 宿泊費が食事代込みの場合（例えば1泊2食〇〇〇〇円）などの食費の扱いは、朝食500円・昼食700円・夕食1000円として記帳してください。会議での食事支給の場合も同様です。

Q 8 激励のため、同僚などからおごられた場合はどうするのですか？

A 8 おごられた場合でも概算で金額換算し、「交際費」として支出に加えます。おごられる場合でも、「質素」を心がけてください。

Q 9 体験期間中に「冠婚葬祭」や「歓送迎会」があった場合、出費が多額になるときはどのようなのですか？

A 9 交際費として計上します。期間中にそのようなことのないことを祈るだけです。仮に遭遇した場合、二次会は丁重に遠慮するのが懸命です。

Q 10 パチンコや競馬をしたときはどうするのですか？

A 10 儲かった分を収入として扱ってはいけません。また、「支出相殺」にしてもいけません。あくまで使った金額を「教養娯楽費」として計上してください。切羽詰って、ギャンブルに走ろうとする気持ちを抑えるのも肝要です。

Q 11 労働組合費の算出と、その支出日はどうすればいいのですか？

A 11 ベースとなる設定金額が違いますので、実際に徴収されている組合費と異なります。したがって今回の算出は以下の計算式で行います。また支出日は給与支給日を基本に記入してください。

※ 組合費の算出式 = 1ヶ月の設定賃金 × 組合費の徴収率

Q 12 高額商品を購入したり、この期間に車検があったらすぐ赤字になってしまうと思いますが、どうするのですか？

A 12 もし高額商品の購入や車検があっても、今回の体験中はないものとして支出には計上しないでください。

Q 13 仕送りや生命保険料・損害保険料・自動車の任意保険料などの扱いはどうするのですか？

A 13 仕訳は「その他」の費目にしてください。一括支払いの場合は、「1ヶ月あたりの金額」を記入してください。

Q 14 ペット関連の出費はどうするのですか？

A 14 仕訳は、「諸雑費」扱いにしてください。

※ みやぎ一般「生活体験9カ条の教訓」

- 第1の教訓～家賃は1万円以下の家に住め。
- 第2の教訓～車は絶対もつな。
- 第3の教訓～友達と交際するな。
- 第4の教訓～冠婚葬祭は無視しろ。
- 第5の教訓～休みの日は絶対外に出るな、家で過ごせ。

○第6の教訓～食事は一日2食にすべし。

○第7の教訓～外食厳禁、自炊しろ。

○第8の教訓～病気になるように健康管理を。

○第9の教訓～見栄を捨て、ひたすら人にたかれ、おごってもらふべし。



■ 1ヶ月の収入の算出と、税・社会保険料・家賃の設定について

～P8・P9は最賃生活体験にあたり、1か月の収入算出と、税（所得税・住民税）・社会保険料・雇用保険料について説明していますので、参考までにご覧下さい～

岩手県最低賃金額	1時間	716円
月額収入の設定	月額	124,440円 (a)
年間の稼働日数 (260.7日) × 8時間 / 12ヵ月 = 173.8時間		
※年間稼働日数 = 365日 - {年間週休日数 = (365日 / 7日 × 2日)}		

《所得税の算出について》

所得税→課税される所得金額の5%

$$\begin{aligned} \star \text{月額} & 120,791 \text{円} (695 \text{円} \times 173.8 \text{時間}) \times 12 \text{ヶ月} \\ & = 1,449,492 \text{円} (b) \text{ (前年年収)} \end{aligned}$$

平成29年の給与所得控除は、給与等の所得金額が1,800,000円以下の場合は収入金額の40%が控除され、その金額が65万円に満たない場合は、65万円が控除されます。

$$1,449,492 \times 40\% = 579,796 \text{円} (65 \text{万円に満たない})$$

したがって、

$1,449,492 \text{円} (b) - 650,000 \text{円} (\text{給与所得控除}) - 380,000 \text{円} (\text{基礎控除}) = 419,492 \text{円}$ となります。

ここから (b) (前年年収) × 10% (社会保険料・労働保険) = 144,949円を引くと、 $419,492 \text{円} - 144,949 \text{円} = 274,543 \text{円} (c)$ が課税される金額となります。

★課税対象額 274,000円 (C ※1,000円未満切捨) × 5% = 13,700円 (d) が年間所得税

★13,700円 (d) ÷ 12ヶ月 = 1,141円 (e) が1か月の所得税となります。

《住民税の算出について》

盛岡市民税6% (便宜上、挑戦中のみなさんを全員盛岡市民とみなします)

岩手県民税4%

前年度課税所得金額 (100円未満切捨) × 10% (市6% + 県4%)

$$+ \text{均等割分} 5,000 \text{円} \div 12 \text{ヶ月}$$

★ (274,543円 (c) × 10% + 5,000円) ÷ 12ヶ月 = 2,704円 (f) が1か月の住民税となります。

《社会保険料 (健康保険・厚生年金) の算出について》

健康保険料 標準報酬月額99,300円 ÷ 1,000円 × 0.5 (労使折半)

※年収(a)の標準報酬月額は120,000円

★120,000円 × 0.0993 × 0.5 = 5,958円 (g) が1ヶ月の健康保険料

厚生年金保険料 標準報酬月額171,200円 ÷ 1,000円 × 0.5 (折半)

★120,000円 × 0.17474 × 0.5 = 10,484円 (h) が1か月の厚生年金保険料

《労働保険料の算出について》

雇用保険料 支給月額5,000円 (事業主負担9/1,000)

★124,440円 (a) × 0.005 = 622円 (i) が1か月の雇用保険料

1か月の税・社会保険料の合計は

所得税1,141円 (e) + 住民税2,704円 (f) + 社会保険料(5,958円 (g) + 10,484円 (h)) + 労働保険料622円 (i) = 20,909円 (j)

※ 介護保険料が40歳以上の方にかかりますが、この調査では、年代別の回収が難しいので、全員介護保険料をかけないものとみなします。

税・社会保険料の合計額：20,909円 (j)

※ 家賃設定について (k)

2016年に行った「全労連生計費調査」の盛岡市の家賃金額35,000円を家賃として設定します。家賃は月額「35,000円」(k)とし、1日当りの金額は「1130円」と設定します。

盛岡市「生計費」の「住居関係費」は、「家賃地代」の他「水道光熱費」「設備費」「家具家事用品」も含まれたもので、「科目」ごとの詳細な金額が不明です。

費目	世帯人員	世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
食料費		25,130	35,050	43,730	52,410	61,100
住居関係費		53,530	61,280	53,210	45,150	37,090
被服・履物費		3,170	6,630	6,840	7,050	7,270
雑費 I		19,590	31,590	42,870	54,170	65,460
雑費 II		6,600	19,880	21,880	23,880	25,880
計		108,020	154,410	168,530	182,660	196,800

(単位：円)

最終的な「可処分所得」(手持ち額)

★124,440円 (a) - 20,909円 (j) - 35,000円 (k) = 68,531円 (i)

★日額は、68,531円(1) ÷ 31日 = 約2,210円です。

■ 費目内訳一覧表

費目		内容の内訳
食費	主食	米、パン、めん類
	副食	野菜、魚、肉、卵、乳製品、加工食品、調味料など
	嗜好品	果物、お菓子、アルコール、ドリンク、コーヒーなど
	給食・外食	職場や学校での給食費、外食店屋物、持ち帰り弁当、ファーストフードなど
住居費	住居関係費	家賃、共益費、家賃(住宅ローン)、家具・家事用品
	光熱・水道費	電気、ガス、水道、灯油代など
被服・履物費		衣料品、靴などの履物、寝具類、アクセサリ、めがね、クリーニング代
雑費1	保険医療費	医療機関支払い、薬代、医療用品など
	交通・通信費	交通費(通勤費)、通信費、電話料金など
	教育費	教育に関する費用全般(ただし、仕送りは除く)
	教養娯楽費	文化・レクリエーション費用、書籍、新聞、文房具、旅行代、ギャンブル代(パチンコ・競馬・宝くじなど) ※当った分と相殺しないこと
雑費2	諸雑費	(被服・履物費以外の)身のまわり品、保育所費用、ペットに関する費用全般など
	理美容費	理髪・美容サービス、化粧品、生理用品、洗面用品など
	こづかい等	本人と家族のこづかい、使途不明金
	交際費	お祝い、餞別、歓送迎会会費、お見舞い、町内会費、寄付金など
	その他	仕送り、生命保険料、損害保険料など

■ 最賃体験「家計簿」用紙（ひな形）

2017 最賃体験チャレンジ

今日の決意

月 日 体験 日め

費目	費目	金額
食費	主食	
	副食	
	嗜好品	
	給食・外食	
住居費	住居関係費	
	光熱・水道費	
被服・履物費		
雑費1	保険医療費	
	交通・通信費	
	教育費	
	教養娯楽費	
雑費2	諸雑費	
	理美容費	
	こづかい等	
	交際費	
	その他	
合計		
残金		

食事内容	
朝	
昼	
おやつ	
夜	

ひとこと

今日のお買物

